

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
4月20日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....
 - 政治団体の異動事項.....
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....
 - 資金管理団体の異動事項.....
 - 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....
- 雑報
 - 環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価書の縦覧.....

山口県告示第百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関所在地 指定年月日

ひかり腎泌尿器科クリニック 光市中央四丁目五番八号 令和三、四、一
ふくふく薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃

山口県告示第百三十六号

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

令和三年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

売りさばき人	住所	所在地	売りさばき人の指定取消年月日
住 所 山口市小郡下郷二五 八の二 塾 学校法人鴻城義	氏名又は名称	鴻城自動車学園	令和三、 四、二〇
	指定の取消しの際現 に証紙を売りさばいて いた売りさばき所	宇部市厚南北三丁目 二番一二号	

山口県告示第百三十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中学校法人鴻城義塾の項を削る。

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
田中よしかず後援会	高嶋 雄一	田中クケヨ	下関市王司本町 4 丁目 6 番 40 号		令和 3、9

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰弘

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党山口県農業団体支部	金子 光夫	会計責任者	大橋 世紀	中村 滋	令和 2、29 令和 6、6
井原健太郎後援会	井原健太郎	事務所	柳井市南町 1 丁目 7 番 5 号	柳井市南町 4 丁目 2 番 8 号	令和 3、3、6
小田高正後援会	中野 潔	代表者	中野 潔	杉 利行	” ” 2
小野田厚狭民社協会	綱井 健哲	”	綱井 健哲	平野 強	” ” 16
絆でつくる克彦の会	小田村克彦	会計責任者	加藤 正雄	原田 和弘	” ” 12
きとう黨後援会	鬼頭 辰生	代表者	鬼頭 辰生	伊藤 謙司	平成 31、1 ” ”
		事務所	下関市長府松小田南町 9 番 10 号	下関市長府松小田本町 6 番 3 号	
幸福実現党下関後援会	長富 悦子	”	王司本町 5 丁目 3 番 17 号	長府中土居本町 6 番 8 号	令和 3、”
さいつとう真治後援会	斉藤 真治	会計責任者	齋藤 恭子	岩武 正春	” 3、30
周南民社協会	小林 隆司	代表者	小林 隆司	河内 裕文	” ” 8
		会計責任者	繁田 真樹	西山 典宏	

事務所	光市大字光井 4720	下松市大字平田 484	備考
竹岡昌治後援会	中嶋 公明	令 和 2、8、5	
田中進後援会	藤井 美沙	令 和 3、1	
中国電力労働組合政治連盟 山口統括本部	田村 慶一	令 和 2、5	
土屋はるみ後援会	福原 和昭	令 和 3、8	
林よしまさ宇部後援会	酒田 三男	” ” 30	
久雷海サポーターズ	藤岡 芳子	” ” 1	
柳居俊学後援会俊成会	柳居 俊学	” ” 29	
柳居俊学後援会俊和会	椎木 巧	” ” ”	
山口県農協農政推進連盟	金子 光夫	令 和 2、”	
山田としお山口県後援会	”	” ” ”	
山手康弘後援会	山手 康弘	令 和 3、12	
よしかわ桂司後援会	綱井 健哲	” 3、16	
吉永よしこを育てる会	吉永 美子	” ” 1	

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰弘

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

小田高正後援会	中野 潔	中野 潔	阿武郡阿武町大字奈古3382	令和3、6
きとう薫後援会	鬼頭 辰生	鬼頭 辰生	下関市長府松小田南町9番10号	令和2、3、6
竹谷和彦後援会	竹谷 和彦	竹谷 和彦	熊毛郡田布施町下田布施3164の1	〃
田中義一後援会	高嶋 雄一	田中 和子	下関市玉司本町3丁目1番26号	〃
新山文雄後援会 (雄山会)	久木 岩正	新山 青蓮	大島郡周防大島町大字沖家室島260	〃
島中孝後援会	島中 孝	島中 孝	熊毛郡田布施町大字麻郷/398の3	令和3、〃
藤本浄孝後援会	今元 直寛	小川 英夫	大島郡周防大島町大字東屋代944	令和2、〃
安富法明後援会	上利 泰司	上利 敏治	美祿市秋芳町嘉万5030	〃

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考(異動日)
			異動	内容	
井原健太郎	井原健太郎後援会	事務所	柳井市南町4丁目7番5号	柳井市南町4丁目2番18号	令和3、6

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示」を「不在者投票のできる介護医療院の指定に関する告示」に、「周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑」を「周防大島町立介護医療院やすらぎ苑」に改める。



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二十一条第二項の規定により、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第二十七条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口県

代表者の氏名 村岡 嗣政

主たる事務所の所在地 山口市滝町一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

名称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業

種類 ダムの新築

規模 貯水面積 二四五ヘクター

三 対象事業が実施されるべき区域

下関市豊田町大字大河内

四 関係地域の範囲

下関市、長門市及び美祿市

五 評価書、これを要約した書類及び環境影響評価法第二十四条の書面の縦覧の場所、期間及び時間

場所

山口県庁情報公開センター、山口県下関総合庁舎県民ホール、長門土木

建築事務所及び宇部土木建築事務所美祿支所並びに下関市環境部環境政策

課及び下関市豊田総合支所建設農林課、長門市市民福祉部生活環境課並び

に美祿市市民福祉部生活環境課

期間 令和三年四月二十日から同年五月十九日まで

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

令和三年四月二十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁